

料金後納郵便料の支払い手続き遅延に伴う延滞利息の発生について

第50回衆議院議員総選挙・第26回最高裁判所裁判官国民審査に係る高津区内の有権者への投票所入場整理券発送の郵便料金（114,546通）は、料金後納での支払いとなっておりましたが、令和6年11月13日に高津区役所総務課が高津郵便局から請求書（9,278,226円）を受領し、令和6年11月29日までに支払うべきところ、支払い手続きを行っていなかったことが令和6年12月9日に判明しました。

請求書の支払い期限を超過しているため、支払い期限日の翌日から支払い日の前日令和6年12月11日までの間の延滞利息（44,230円）の支払いが必要となりましたので御報告いたします。

1 経過

(1) 令和6年11月13日（水）

日本郵便株式会社（高津郵便局）から請求書が届き、同日、担当職員が請求額9,278,226円の予算の令達（配当）を予算の管理を行っている市選挙管理委員会事務局あてに依頼した。

(2) 令和6年11月19日（火）

担当職員が市選挙管理委員会から予算の令達の連絡を受け、同日中に支払い手続きとして財務会計システムで伝票の作成まで行ったが、他の業務に対応するため、システム上の回議処理をせず一時保存処理のままとしてしまった。

(3) 令和6年12月9日（月）

日本郵便株式会社（高津郵便局）からの連絡により、支払い手続きが未了となっていることが判明した。

(4) 令和6年12月10日（火）

支払い手続きを完了。

(5) 令和6年12月12日（木）

支払いを完了。

2 原因

支払い事務手続きの進捗管理の不備及び手続の失念によるもの。

3 今後の対応

延滞利息（44,230円）については、日本郵便株式会社の内国郵便約款に基づき、請求書が届き次第、速やかに支払い手続きを行います。

4 再発防止策

係内において、支払いを伴う請求書のリスト化を行い、複数人による支払事務手続きの進捗管理や適切な書類管理をあらためて周知・徹底し、再発防止に努めてまいります。

問合せ先

川崎市高津区役所まちづくり推進部総務課 若林

電話 044-861-3120